

## 豊橋市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疫病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又

は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次に定めるところによる。ただし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号及び第3号に定める給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する、重症病を負った犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額 2万5千円

イ 給付対象者 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する、精神疾患を負った犯罪被害者

(4) 前3号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有する者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者と生計をともにしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。）

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子がその後出生した場合における当該子に対する前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者と生計をともにしていたときにあっては同項第2号の子とし、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

（見舞金を給付しないことができる場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を給付しないことができる。

(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の給付申請）

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊橋市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、規則第10条に定める実績報告は、本条に定める書類の添付をもって代えるものとする。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、豊橋市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証又は宣誓書受領証カードの写し、他の地方公共団体における豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）

(5) 申請者が豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（豊橋市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証又は宣誓書受領証カードの写し、他の地方公共団体における同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）

- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (7) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計をともにしていた事実を認めることができる書類
- (8) 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族が2人以上あるときは、豊橋市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- (9) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金又は精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊橋市犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書 診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（申請期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、豊橋市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第4号）又は豊橋市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、豊橋市犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第6号）により、市長に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は市長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（個人情報の収集及び提供）

第12条 市長は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。